社会福祉法人佐貫会

就活ハラスメント ガイドライン

2026.10.1 制定

社会福祉法人佐貫会(以下、「本会」という)は、学生および求職者（以下「求職者」という）の皆さまの尊厳を守り、公正かつ透明性のある採用活動を行うため、「 就活ハラスメント防止ガイドライン」を策定しました。

１．基本方針

本会では、求職者の皆さまとの対話を通じ、相互理解を深める採用活動を目指しております。一方で、採用活動において当社従業員が優越的な地位を利用し、求職者に不利益や不快感を与える行為は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、信頼関係を損なうものであり、決して許されるものではありません。本会は、このような就活ハラスメントを一切容認せず、求職者の皆さまが安心して就職活動を行えるよう、組織的な未然防止と環境整備に取り組んでまいります。

２．就活ハラスメントの定義

「採用選考の応募者、インターンシップ・オープンカンパニー参加者、社員面談等を行う求職者に対し、従業員が職務上の地位や優越性を背景として行う、性的な言動、威圧的な言動、精神的・身体的な苦痛を与える言動、または就職活動等の環境を害する行為」を就活ハラスメントと定義いたします。

該当する行為の例
※以下は例示であり、これに限るものではありません

- 採用の見返りに食事や交際、性的関係を迫る行為
- 性的な事実関係（交際相手の有無等）を質問すること
- 人格を否定するような暴言、威圧的な態度
- 「他社の選考を辞退すれば内定を出す」といった強要

‣長時間の拘束
‣出身地、宗教、思想・信条、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する差別的言動

３．行動指針（従業員の遵守事項）

従業員が求職者等と接する際は、以下のルールを厳守します。

・面談は原則として、「会社施設」で実施します。
・連絡は原則として「社用電話」または「社用メールアドレス」を使用します。
・従業員個人の SNS や連絡先の交換は禁止します。

４．就活ハラスメントへの対応姿勢

• 就活ハラスメントに該当する行為が確認された場合は、就業規則に基づき厳正に対処します。
• 求職者等の皆様からの相談を受け付ける専用窓口を設置します。相談したことを理由に、選考の合否等において不利益な取り扱いを行うことはありません。
• 相談があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の確認を行います。事実が確認された場合は、被害を受けられた方への配慮（行為者との引き離し等）を適正に行うとともに、事実の有無にかかわらず再発防止に向けた措置を講じます。
• 相談者および行為者等の関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。ご相談いただいた内容や個人情報は、相談者本人の同意なく行為者へ開示することは一切ありません。加えて、事案の解決および事実関係の確認に必要な範囲でのみ慎重に取り扱い、本人の意向を尊重して対応いたします。

５．相談窓口

社会福祉法人佐貫会 就活ハラスメント相談窓口　　事務 内田伸子

この指針は令和８年１０月 １ 日より施行する。